

公益財団法人防府市文化振興財団役員等の報酬等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人防府市文化振興財団（以下「この法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 この法人の会務の執行に必要な会議等に参加した役員等には、報酬を日額として、出席した当日に現金で支給する。

2 役員等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

3 役員等の各年度の報酬総額は、別表第2のとおりとする。

4 役員等の報酬は、防府市の特別職及び一般職にある者並びにこの法人の職員を兼務している者には支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、この法人の会務の執行に必要な会議等に参加したときは、実費弁償として、この法人の旅費規程に規定する旅費を支給する。

2 前項の支給に関する詳細は、この法人の旅費規程を準用する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月25日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	報 酬 の 額
会 長	日 額 6, 2 0 0 円
その他の役員及び評議員	日 額 5, 7 0 0 円

別表第2（第2条関係）

区 分	各年度の報酬総額
理 事	7 0 0, 0 0 0 円を超えない範囲内
監 事	2 0 0, 0 0 0 円を超えない範囲内
評 議 員	5 0 0, 0 0 0 円を超えない範囲内